第六十条の十四中「第六十九条第十二項」を「第六十九条第十一項」に、「第六十九条第十六項」を「第六十九条第十五項」に、「第六十九条第十七項」を「第六十九条第十六項」に改める。

第六十一条第二項第一号、第六十一条の二第二項第一号及び第六十一条の四第二項第一号中「（恒久的施設に該当しないものに限る。以下この号において同じ。）」を削る。

第六十一条の八第二号イ中「（恒久的施設に該当しないものに限る。イにおいて同じ。）」を削る。

別表二十一の㈠中「、熱供給施設利用権」及び「、新幹線鉄道大規模改修準備金」を削り、同表の㈡中「、新幹線鉄道大規模改修準備金積立額」を削る。

第二条　法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十三年財務省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第三項中「新令第四十八条の二第一項第二号ロ(1)（減価償却資産の償却の方法）に掲げる」を「平成二十四年三月三十一日以前に取得をされた」に、「新規則第十九条第三項（種類等を同じくする減価償却資産の償却限度額）」に改め、同条第四項中「新令第四十八条の二第一項第二号ロ(2)に掲げる」を「平成二十四年四月一日以後に取得をされた」に、「新規則」を「法人税法施行規則」に改め、同条第五項中「新規則」を「法人税法施行規則」に、「新令第四十八条の二第一項第二号ロ(1)に掲げる」を「、平成二十四年三月三十一日以前に取得をされた」に改める。

第三条　法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年財務省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号並びに第二条第一項及び第三項中「平成二十九年四月一日」を「平成三十年四月一日」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第一条中法人税法施行規則第二十七条の十六の四第二項の改正規定は、医療法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十四号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置）

第二条　法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百四十六号。次条において「改正令」という。）附則第六条第二項（減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　届出をする法人（法人税法第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等（以下この号において「人格のない社団等」という。）を含む。次号において同じ。）の名称、納税地及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項（定義）に規定する法人番号をいう。）並びに代表者（人格のない社団等で代表者の定めがなく、管理人の定めがあるものについては、管理人）の氏名

二　その償却の方法を変更しようとする減価償却資産の種類及び構造若しくは用途又は細目の区分（二以上の事業所を有する法人で事業所ごとに償却の方法を選定しようとする場合にあっては、事業所ごとのこれらの区分）

三　現によっている償却の方法及びその償却の方法を採用した日

四　その他参考となるべき事項

（連結法人の減価償却資産の償却の方法に関する経過措置）

第三条　第一条の規定による改正後の法人税法施行規則第三十七条第一項（個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の適用）の規定は、改正令附則第十一条（連結法人の減価償却資産の償却の方法に関する経過措置）において準用する改正令第一条の規定による改正後の法人税法施行令第百五十五条の六第一項第二号（個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の適用）の規定により連結親法人が各連結法人について届出を行う場合における前条第一号に規定する名称、納税地及び法人番号並びに氏名について準用する。

○財務省令第十七号

地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第十六条第一項第二号及び第十九条第一項第五号の規定に基づき、地方法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

地方法人税法施行規則の一部を改正する省令

地方法人税法施行規則（平成二十六年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「国内（法の施行地をいう。以下この号において同じ。）において行う」を「法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第百四十一条各号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る」に改め、「国内にある」を削る。

第五条第一項第五号中「（昭和四十年法律第三十四号）」を削る。

附　則

1　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

2　改正後の地方法人税法施行規則第二条第一項第二号の規定は、この省令の施行の日以後に開始する課税事業年度に係る地方法人税について適用し、同日前に開始した課税事業年度に係る地方法人税については、なお従前の例による。

○財務省令第十八号

相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の六第二項、第三十九条第一項（同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第三十項（同法第四十四条第二項又は第四十七条第十一項において準用する場合を含む。）並びに第五十九条第二項ただし書並びに相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）第四条第二項、第四条の二第二項、第四条の十七第一項、第十八条第一号ル、第二十条第二項、第三十条第三項及び第四項並びに附則第四項の規定に基づき、並びに同令を実施するため、相続税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

相続税法施行規則の一部を改正する省令

相続税法施行規則（昭和二十五年大蔵省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の五第一項第一号中「居住用不動産」の下に「（以下この条において「居住用不動産」という。）」を加え、同条第二項中「おいて法第十九条第二項に規定する」を「おいて」に改め、同項第二号中「第十九条第二項」を「第十九条第一項」に、「被相続人から」を「特定贈与財産の」に、「同項に規定する」を「者が取得した」に改め、「登記事項証明書」の下に「その他の書類で当該贈与を受けた者が当該居住用不動産を取得したことを証するもの」を加える。

第一条の六第一項第一号を次のように改める。

一　施行令第四条の二第二項の規定による申請書を提出する者の氏名及び住所又は居所

第三条第一項第一号中「個人番号」の下に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項（定義）に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」を加える。

第六条第三号中「、住所又は居所及び個人番号」を「及び住所又は居所」に改める。

第九条第二号中「登記事項証明書」の下に「その他の書類で当該贈与を受けた者が当該居住用不動産を取得したことを証するもの」を加える。

第二十条第一項第一号中「事項」の下に「（個人番号を除く。以下同じ。）」を加え、同条第七項第一号中「事項」の下に「（個人番号を除く。）」を加える。

第二十一条第五項第一号イ及び第五号中「すべて」を「全て」に改め、同条第八項第一号中「風俗営業又は」を「風俗営業」に、「の用」を「又は同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業の用」に改める。

第二十三条第一号中「事項」の下に「（個人番号を除く。）」を加える。